（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第百二十九条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第百三十条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号ハ及び第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百三十一条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第百三十二条　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「に処せられた者は」を「又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮に処せられた者は」に、「第二百四十七条」を「第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）」に改める。

（信託業法の一部改正）

第百三十三条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号ハ及び第八十五条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条から第九十四条までの規定及び第九十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法等の一部改正）

第百三十四条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第十九条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百三十五条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第一項中「に違反し、禁錮以上の刑」を「に違反し、拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（次項において「懲役」という。）若しくは刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」という。）」に、「規定に違反し、禁錮」を「規定に違反し、禁錮」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「に処せられた者」を「又は懲役若しくは禁錮に処せられた者」に改める。

（電子記録債権法の一部改正）

第百三十六条　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十三条から第九十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第百三十七条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第九号ハ、第四十条第一項第十一号ハ、第六十二条の六第一項第十二号ハ、第十三条の五第一項第十二号ハ、第六十三条の二十五第二項第五号ハ、第六十六条第二項第五号ハ及び第九十九条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七条から第百十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六節　消費者庁関係

（物価統制令等の一部改正）

第百三十八条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第三十三条から第三十八条まで

二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条及び第三十七条

三　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）第九条及び第十条

四　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条、第七十一条及び第七十二条第二項

五　無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）第五条及び第六条

六　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十二条から第三十五条まで

七　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第五十一条から第五十三条まで

八　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十七条から第二十条まで

九　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）第十三条

（国民生活安定緊急措置法の一部改正）

第百三十九条　国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第百四十条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第百四十一条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。